

特別記事

門田美貴君学位請求論文審査報告

一 本論文の構成

門田美貴君が学位請求論文として提出した『集会の自由と「場」への権利』は、近時、民営化・私化およびセキユリティ社会の到来によって管理や監視の対象となる公共空間の使用規制が憲法上の権利の行使可能性にもたらす否定的影響に照らし、自由権行使に必要となる「場」へのアクセス権のための理論構築を志向する。この検討を行うにあたり、同論文は、物理的空間を特に必要とする集会の自由を中心に、ドイツおよびアメリカに存在する議論を比較検討し、我が国にとって受容可能な理論の定立を試みるものである。

本論文は、A4判二三三頁、文字数は約二一万字である。

本論文は、同君が慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程在学中に執筆・投稿した五本の論文（「集会の『場』

への権利——アメリカにおける修正一条の機能的拡張」法学政治学論究一二六号（二〇二〇年）三四一—三七三頁、「私有地における集会の自由と管理権——ドイツにおける空間的保護領域の拡張」法学政治学論究一二八号（二〇二一年）一二七—一六〇頁、「公共空間の私化と『財産権の社会的拘束』」法学政治学論究一三〇号（二〇二一年）一九七—二三八頁、「集会の監視と萎縮効果に関する予備的考察」法学政治学論究一三四号（二〇二二年）二二九—二六八頁、「私有地における集会の憲法的保障」比較憲法学研究三四号（二〇二二年）九七—一二六頁）に加筆修正を加え、一部新たに書き下して一本の論文にまとめたものである。

また、本論文は、日本学術振興会科学研究費補助金特別研究員研究奨励費「集会の『場』への権利」（二〇二一年度—二〇二二年度）及び、日本学術振興会「若手研究者海外挑戦プログラム」「集会の『場』への権利」（二〇二一年度）の研究成果の一部でもある。

本論文の構成は以下の通りである。

序章 「公共空間からの排除」

一 管理の対象としての公共空間

二 私有地からの排除という問題
三 研究手法および本稿の構成について

第一章 従前の法理と「私有地における集会の憲法的保

障」

一 はじめに

二 アメリカ判例法理の蓄積とその限界

三 ドイツにおける基本権拘束の試み

四 「機能的等価性」メルクマールと「公共のフォーラム」概念

第二章 アメリカにおける修正一条の機能的拡張

一 はじめに

二 他者の管理する場における集会——Logan Valley

判決を素材に

三 集会の「場」の復権——空間論からの指摘

四 憲法論による空間論の受容

五 むすびにかえて

第三章 ドイツにおける空間的保護領域の拡張

一 はじめに

二 転轍点としてのフラポート判決

三 「機能的等価性」への着目

四 防御権アプローチの可能性

五 客観法アプローチの可能性

六 むすびにかえて——実質的私化という難問客観法

(原文ママ)

第四章 公共空間の私化と「財産権の社会的拘束」

一 はじめに

二 自由な排除から「高められた」基本権保護へ

三 自己拘束説による義務の導出？

四 対案としての社会的拘束説

五 検討——社会的拘束説の可能性

六 むすびにかえて

補論① アメリカにおける社会的義務論

一 はじめに

二 排除権中心主義

三 社会的義務論による排除権中心主義の相対化

四 若干の検討

五 むすびにかえて

補論② 財産権者への集会実施の受忍の強制は収用か？

一 はじめに

二 ドイツにおける収用と制限

三 アメリカ財産権と規制的収用

四 むすびにかえて

第五章 「公用物」における集会の自由——「公共の

フォーラム」論による拡張

一 はじめに

二 道路法依存的な集会——一般使用・特別使用の区別

三 一般使用への主観的権利？

四 むすびにかえて

第六章 集会の監視と萎縮効果に関する予備的考察

一 はじめに

二 基本権行使の内実としての「決定の自由」

三 介入概念の拡張？

四 水平的加算による介入の強化

五 むすびにかえて

終章

一 本稿の結論

二 日本への示唆と課題

二 本論文の内容

1 序章では、本論文の課題が設定される。憲法二二条一項の保障する集会の自由は、民主的意思形成にとり極めて重要な権利であるが、集会の「場」が確保されないと画

餅に帰す。門田君は、集会の「場」へのアクセス権を従来保護してきたパブリック・フォーラム論および私人への憲法上の権利の主張を可能としてきたステイト・アクションの理論が、私有地における集会を保護する際に限界があると指摘する。

すなわち、パブリック・フォーラム論は、公道や公園といった公的主体が管理する場所において私有財産のアナロジーを否定することに貢献した。しかし、表現のために使用されてきたという「伝統」ないし「指定」が存在しない場合には、当該場所での集会を保護するものではない。加えて、パブリック・フォーラム論は私有地を適用外とするため、集会目的に用いられる「場」が極度に減少する現在、集会目的での空間の使用可能性は縮減してしまう。また、ステイト・アクション論は、たしかに私有地の所有者である私人に対して集会の自由を主張する途を開くが、その対象は、自治体全体を私人が所有・管理しており、伝統的に国家によって担われる機能を果たしているような極めて例外的な場合に限られる。

これに対して、門田君が着目するのが、アメリカ最高裁の「機能的等価性」メルクマールと、同メルクマールを着想源とするドイツ連邦憲法裁判所の「公共のフォーラム」

概念である。

2 第二章では、ショッピングセンターでの表現活動が問題となった、Logan Valley 判決 (391 U. S. 388 (1968)) を検討し、表現の自由の保障内容を「場」への権利へと拡張する可能性が論じられる。Logan Valley 判決は、ショッピングセンターにおける表現活動について修正一条の適用を認め、所有者の意思に反する表現活動に対する不法侵入罪の成立を否定したものである。この判決に対しては、町全体を私企業が所有する企業城下町と商業施設とを不当に同視するものだと批判が加えられているが、門田君は、同判決が打ち出した「機能的等価性」のメルクマールが、表現の自由の空転を防ぐための重要なカギになると考える。

門田君によれば、機能的等価性の意義を十分に理解するためには、空間論という、他の学問領域の知見が有用である。従来の憲法論では、「表現以外の目的で開かれた場で表現の自由が行使できないことは当然である」との前提が共有されており、この前提から、ショッピングセンターでの集会は保障されないことが当然であると結論づけられた。ジックらの空間論は、この前提に対して修正を迫るものである。ジックによれば、個人が存在する前に空間は存在し

ており、そしてその空間は、自然的であれ人為的であれ、我々の表現の自由の行使可能性を条件づける。しかし、これでは、他者による条件づけに、修正一条の自由が依存することとなる。空間の条件づけによって、個人の表現活動の自由が極小化されることを防ぐためには、修正一条の諸権利は、空間に先立っている、と述べる必要がある。このような主張には、場の所有者の財産権との調整が課題として残るが、自由な往来あるところにコミュニケーションの自由を認める点で、「機能的等価性」メルクマールとの連関が明らかであるといえる。

3 続いて門田君は、ドイツに目を転じる。第三章では、私有地における集会の自由の保障をめぐるドイツの判例・学説が参照される。ドイツでは、集会を行う「場」の選択は、集会の場に関する「自己決定権」として保障されると解されてきた。同時に、かかる選択権はおよそあらゆる場所に妥当するものではなく、その範囲は法律により決定されることも、判例において確立した理解となっていた。

しかし、二〇一一年の連邦憲法裁判所のフラポルト判決は、「公共のフォーラム」のモデルを提示することで、集会の自由の保護領域を拡張し、国家がその管理に携わる空港でのデモを保護した。フラポルト判決が、集会の自由の

保護領域を、通行機能を有する公衆の出会いの場にまで拡張したことで、その後の（裁）判例では、墓地や私有地にいたるまで集会の自由を保障する基本法八条が広く適用されている。

フラボート判決は、その射程および影響の大きさゆえに強く批判をされていることも事実である。しかし、このような拡張的解釈の背景には、「公共空間の私化」による集会の自由の空転化を防止する必要があるとの問題意識がある。ここでドイツの学説は、アメリカの判例で言及された私有地と公共空間の「機能的等価性」に着目する。

もともと、「機能的等価性」概念のみでは私有地での集会を根拠づけることはできず、規範的な理論が必要である。その一つの防御権アプローチは、集会の自由の保護領域を大きく拡張する理論を模索する。このアプローチは、「集まる」ことを自然的自由として捉えることにより、防御権的構成を採用することを説く。これには、「機能的等価性」すなわち公衆の往来が存在する場所に限り「集まる」自由を保護する立場と、およそあらゆる場にまで空間的保護領域を拡張しようとする立場との対立がある。他の一つは、客観法アプローチであるが、このアプローチにおいては、私人の財産権と集会の自由の衝突の調整が主な争点となる。

多くの論者は、この二つの基本権の衡量の基準として、私有地と集会の間に内容上の連関を要請する。この基準は、公有地で集会の目的が同程度に達成されない場合に場の所有者に受忍義務を課すことを正当化するものであり、判例・学説で広く採用されている。しかし、それは同時に、集会の自由を補完的にのみ認めることを意味するため、批判されてもいる。

4 第四章では、集会によって制約を被る、私有地の所有者側の憲法上の権利について検討されている。門田君が着目するのは、「財産権の社会的拘束」による排除権制約の正当化論である。ここで門田君は、「財産権の社会的拘束」を梃子に私化された公共空間からのデモ参加者の排除の限界を論じるゴルニクの議論に依拠する。

公共空間が私化に伴い私人の管理下に置かれる場合、基本権（集会の自由）の保護は、間接的基本権拘束に形を変えて継続する。その論拠となるのが、ドイツにおいては国家の基本権保護義務である。しかし、私化により基本権保護の質および態様は変化し、その保障レベルは後退する。一方で、デモ参加者の基本権は、新たな管理者たる私人の基本権と衡量される。その際、国家の保護は、それを達成する手段の多様性などを理由に、ミニマム保障にとどまる

とされている。他方で、財産権者は、私的効用性の十全な保障を目的とする排除権により、原則として自由かつ恣意的に他者を排除する権利を持つとされる。しかし、この原則を貫徹すれば、私人所有の公共空間において、自由権は行使可能性を失う。そこで、ゴルニクは従来の間接的基本権拘束を高め、場合によっては国家と同等の義務を負わせることを提唱する。

法律や契約に基づく義務が存在しない場合にも、「高められた」間接的基本権拘束を達成すべく主張されるのは、主に自己拘束説と社会的拘束説である。前者はまず、公共空間の「公開性」から、管理者自身が基本権（ないし管理権）を「放棄」し、コミュニケーション基本権の受忍に対し自ら拘束した、と説くものである。しかし、この「公開性」のみでは、このような放棄の意思を読み取ることができないとして批判されている。そこで、別案として社会的拘束説の可能性が提示されている。財産権は、個人の人格的發展に不可欠な権利である一方、他者の排除によって他者の自由の縮減をもたらすという性質がある。この調整のため、社会的拘束により課される義務を財産権者は負う、と考えるのが社会的拘束説である。この説は、「公開性」を権利放棄ではなく、高度の社会的連関と捉える。このよ

うな社会的連関を持つ財である公共空間の所有者は、コミュニケーション基本権の排除に際して、「実質的理由」を要求される。社会的拘束は財産権に広く内在すると説く同説は、「独占的地位」を要請していた従来のアプローチとは異なり、受忍義務の射程を拡張し、集会主催者を含むデモ参加者の基本権保障に資することになる。

しかし、「高められた」間接的基本権拘束には批判もある。すなわち、間接的基本権拘束を「隠れ蓑」に、実際には私人に対する直接的拘束を認めているのではないか、しかもそれが、基本権一般に拡張するのではないか、というものである。この点について門田君は、ゴルニクが社会的拘束説による義務づけを財産権という特殊な基本権のみに限定しており、私人に対し包括的に義務を課すものではない旨を指摘している。

なお、本章には、アメリカの財産権論者による「財産権の社会的義務論 (the social obligation of property rights)」の定立の試みを扱った補論①と、財産権者に課される受忍義務と取用との関係を論じた補論②が付されている。

5 私有地すなわち財産権の拘束について論じた前章から転じて、第五章では、「公共のフォーラム」論が検討さ

れる。パブリック・フォーラム論とは異なり、「公共のフォーラム」論は、公的主体によつて別の目的のために「指定」され、管理される場所へと集会の自由の空間的保護領域を拡張する可能性を開くものである。憲法規定である集会の自由をはじめとする自由の行使可能性は、それが行使される場所の利用規定を参照して判断されてきた。ドイツの判例および学説は、「指定」の目的の範囲内であるか否かにより、それぞれ「一般使用・特別使用」という概念を区別する。この二分法をそのまま適用すれば、集会の自由は特別使用に該当することとなる。なぜならば、道路

法上、道路とは「交通 (Verkehr)」を目的として公衆に開かれており、集会は道路の使用目的に記載されていないからである。もつとも、そうになると、人々の多くの自由が特別使用と位置づけられてしまうことが危惧され、学説では、一般法律上の解釈として「交通」には「コミュニケーション」も含まれるとの見解も説かれている(「広い交通概念」)。しかしながら、判例をはじめとして、依然として「狭い交通概念」が支配的であり、芸術の自由、意見表明の自由といったコミュニケーション基本権は、他の人々の交通と一般的な衝突可能性があること、また仮にコミュニケーションが生じるとしても副次的効果にすぎないこと、

そしてこうした特別使用とされたとしても自由に対する干渉が軽微であることなどを理由として、「コミュニケーション的交通」という概念は否定されている。

しかしながら、このような二分法のもとでは、公衆への働きかけの保障と公道での行使を前提とする集会の自由が、法律に依存することになる。ここで門田君が取り上げるのが、連邦憲法裁判所の森の乗馬決定 (BVerfGE 80, 137) である。この決定は、一般的行為自由を保障する基本法二条一項から、「一般使用への権利」を憲法上導いている。一般使用の権利および一般使用からの排除という視点は、本論文が対象とするコミュニケーション権についても応用可能なものとなる。さらに門田君は、交通の安全および円滑という指定の目的のみではコミュニケーション基本権の行使に対して一般的・概括的に許可を要求することはできないとし、法律に依存しないコミュニケーション権を保障するためには、法律の規定もまた憲法によつて解釈されなければならない、との主張を支持する。集会の自由についていえば、「公共のフォーラム」概念は、集会の場として「指定」されていない場についても、公衆の事実上の利用可能性とフォーラムとしての公開性に照らし、集会の自由が認められるべきことになる。「公共のフォーラム」概

念は、門田君によれば、とりわけ、公衆の用に供される公用物と異なり、行政目的で使用される公用物における集会につき、「公共用物・公用物」の厳格な二分法によるのではなく、事実上の使用態様に照らして公用物をも集会の自由の射程に含めるべきことが示唆されている。

6 本論文は、私有地を中心に、集会の場を求める権利を論じるものであるが、第六章では、集会へのアクセスに対する間接的・事実上の干渉の問題を扱っている。この章は、公権力の監視により生じる「萎縮効果」を集会の自由との関係で介入と捉えることは可能なのか、また、そのためには従来の法理をどのように修正することが求められるのか、を検討するものである。「公共空間の私化」と並び、「セキユリティ社会の到来」は、現実に集会することの自由を脅かす、もう一つの要因となりつつあるという問題意識によるものである。

門田君は、ドイツの憲法学説を参照しながら、①「保護領域」、②「介入」、③「正当化」という三段階に分けて考察を行い、①については、基本権の保護領域には萎縮によって事実上強制されることのない、「決定の自由」が包含されるとする見解を紹介する。②について門田君は、法形式を伴わない事実上の干渉であっても、ドイツの判例・

学説は、その干渉に目的志向性が認められる限りににおいて「介入」に該当すると解してきたと整理したうえで、萎縮を受ける個人の立場からは、それが意図をもって行われたのか否かということとは重要ではないとの結論をとった。③の正当化の段階における萎縮効果の審査方法については、介入の「加算」という議論に着目する。「加算」には垂直的加算と水平的加算とがあるが、後者は、国家的措置により影響を受ける個人の数の多寡に応じて介入の強度を強め、それをもつてより強い正当化事由を国家に要請するものである。個人の「数」により介入の強度を上下させるこの手法に批判は多いが、門田君は、個人権的観点に還元されない、客観法的観点から、集会の自由をまさに行使する個人のみならず、その前提条件としての「社会の自由さ」そのものを問題とすることができる点で展開可能性を有することを指摘している。

7 最後に、本論文は、終章として、結論を整理したうえで日本法への示唆と課題をまとめていく。終章の内容は、本論文の評価にも深く結びつくものであるため、必要に応じて次の「三 本論文の評価と結論」で触れることとした。

三 本論文の評価と結論

1 過去幾多の歴史から、憲法が保障する自由は、国家からの自由をその第一次的な内実とする。しかし、自由が現実に行使可能な自由であるためには、国家からの自由は、その必要条件ではあっても、十分条件とならないことがある。学問の自由が大学という場を必要とするように、集会の自由は、集うための場を必要とする。集会の場の保障について、憲法学では、アメリカ合衆国最高裁判所の判例法理を参考に、パブリック・フォーラム論が提唱され、また、行政法学および裁判実務は、地方自治法二四四条の「公の施設」論に依拠してきた。これらは、①街路・歩道・公園などの伝統的パブリック・フォーラム、②公会堂、公立劇場等の指定的パブリック・フォーラムにおける自由な集会を認めることで、集会の自由の現実的保障に一定の役割を果たしてきたが、本論文は、これらの法理による集会の場の提供には限界があるとすると、時宜にかなっていないばかりではなく、射程の広い問題を提起するものでもある。

門田君が問題とするのは、「私化」による自由な表現の場の縮減である。これに対して門田君が主張するのは、一言でいえば、「公」ないし「公共」の概念の法律上の区分

からの解放であり、機能化である。すなわち、場所は、公有か私有かによって、公法と私法に区分される。前者はさらに、その場の趣旨・目的に応じて、公用物と公共用物とに区分される。こうして、集会に適した場所であっても、所有が公から私に移転すれば、所有権の排他性を重要視する民法の支配に服し、そこでの集会は絶望的となる。公物についても、場の用途が「公の施設」から変更されればここでの集会は極めて困難となる。私化の例としてはベルリン・ソニーセンターが良く知られた例であり、公共用物から公用物への指定変更の例としては、金沢市庁舎前広場の例が知られているところである。法律上の区分ではなく、憲法の視点から集会の場を設定するという門田君の議論は、きわめて意義のあるものであるとともに、日本におけるこれまでの議論にも接合しうるものであると評価することができる。

すなわち、日本においてパブリック・フォーラム論は、吉祥寺駅構内ビラ配布事件（最判昭和五九年一月一八日刑集三八卷一―二号三〇―二六頁）における伊藤正己裁判官補足意見に取り入れられているが、同裁判官補足意見は、硬直したパブリック・フォーラム／非パブリック・フォーラム区分論に立つのではなく、「一般公衆が自由に出入り

きる場所は、それぞれその本来の利用目的を備えているが、それは同時に、表現のための場として役立つことが少なくない」という認識を示すものであった。その一方、同裁判官補足意見は、なぜ私有地である駅前広場について、パブリック・フォーラムないし公共用物類似の考え方が妥当すべきかについて、実質的な論拠が提供されていなかった感がある。門田君の議論は、その実質的論拠を提供するものであり、今後の集会の自由論に、大きな一石を投じることが疑いない。

2 次に、門田君が提唱する「公」ないし「公共」概念の機能的理解は、集会の自由を越えて、表現の自由一般に妥当しうる、射程の広い議論である。従来の憲法学では、例外的な場合を除き、他者の空間にアクセスする権利は存在しないとされてきた。すなわち、公有地については、伝統的または指定的なパブリック・フォーラムが、その例外として認められるにとどまり、私人が所有・管理する場については、契約等による明示的な同意がない限り、アクセスは認められない。これに対し、法令や契約ではなく、憲法から考えるという本論文は、法律レベルでの区分を著しく相対化する契機を含んでいる。公物法における指定や私人の管理権は、憲法上の自由を排除するのではなく、憲

法上の自由による制約あるいは憲法上の自由との調整に服すべきことになる。「Twitter」がドナルド・トランプ大統領のアカウントを停止した際、アンゲラ・メルケル首相は直ちに反対を表明したが、「Twitter」に機能的意味での公共性があるとすれば、門田君の議論は、表現の自由の射程を「Twitter」へと拡張することの有力な論拠を与えよう（なお、ドイツには、同種の事案についての連邦憲法裁判所部会決定がある）。

3 これらの意義の一方、本論文には課題も残る。課題の第一は、門田君の議論が直接に影響を与える行政法学、民法学と丁寧な対話を継続して行うことである。門田君は、自説はラディカルな議論ではないと位置づけている。確かに、本論文において門田君が用いる、防御権、客観法、基本権の間接適用、財産権の社会的拘束などの道具立ては、ドイツはもとより、日本の憲法学においても認知されているものであり、門田君は、既知の道具の組み換えやアクセスの転換を通じて新しい結論に到達したということもできよう。しかし、この結論は、民法学や行政法学にとつては、決してラディカルでないとはいえない。とりわけ民法学にとつては、実定法上の根拠なき所有権・管理権に対する制約は容易に認容できるものではないであろう。行政法

学にとっても、公用物／公共用物は、慣れ親しんだ区分であり、日本の判例もまた、この区分に従って動いている。とりわけ他分野における判例・通説に修正を加えるには、単に説得力がある議論というだけでは足りない。民事法学、行政法学との粘り強い対話を継続することが不可欠であり、その対話の中で、民法学、行政法学の新しい動向を丹念に拾い上げていく必要がある。例えば、行政法学においては、公用物と公共用物との厳格な区分を相対化し、公立学校校庭の休日開放等、その利用に供する空間や時間を限定することにより、公用物であってもその本来の用途を妨げることなく、「公用物の公共用物的利用」が可能になると説く有力な見解がある。そのような見解の論拠を吟味し、その論拠を憲法から補強できるか、反対に、その論拠または背後にある考え方を摂取する余地はないかを検討することができよう。

これとも関連するが、第二の課題は、憲法上の論拠をさらに錬成することである。例えば、基本権の間接適用によつて私有地へと集会の自由の射程を拡張するためには、私有地において集会することの意義を大きく高めるか、憲法上の財産権の意義を大きく減じさせることが不可欠である。門田君は、前者については私化、後者については所有

権の社会的拘束によつてこれを説明した。しかしながら、社会的拘束は所有権一般について語られるものであり、公の施設との機能的等価性が認められるというだけで、換言すれば、集会を行うに適した場所というだけで他者による集会を受忍しなければならないとするのは、理由づけとして十分とは言えない感がある。また、私化についても、それによつて集会の場が実質的にどれだけ削減されたのか、それは集会の自由の空洞化というほどの程度ないし規模なのかという問題がある。基本権の間接適用は、結局は対立する利益の衡量である。集会の自由の保障に集会場所を決定する自由が含まれるとしても、集会自体が不可能になることと、望んだ場所での集会ができないにとどまることとの差は大きい。

4 以上、本論文の意義および課題について縷々述べてきたが、本論文が集会の自由の現実的保障論にとつて重要な意義を持つことに疑いはなく、本論文は、集会の自由の射程をめぐる今後の学説および訴訟実務において常に参照されるものとなることも確かである。一方、本論文の課題として指摘したものは、門田君自身もすでに自覚していることであると思われる。指摘のうち、間接適用における衡量については、門田君も大上段の衡量が妥当であるとして

いるのではなく、集会主催者側の事情、所有者・管理権者側の事情を評価する考慮要素を示唆しているところである。また、民法学、行政法学との対話は、今すぐに具体的成果を期待してのものではなく、今後の研究生生活の中で継続してこれを行うことを求める趣旨である。

以上のことから、審査員一同は、本論文が博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認め、ここに審査結果を報告する。

二〇二三年一月二〇日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	小山 剛
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	駒村 圭吾
副査	慶應義塾大学メディア・ コミュニケーション研究所教授 法学研究科委員・博士(法学)	鈴木 秀美

大島一輝君学位請求論文審査報告

一 大島一輝君から提出された論文の内容

〔論文名〕

「会計不正と会社法」

〔論文構成〕

序 章 はじめに

第1章 決算および配当に関する制度の沿革

第2章 計算書類の内容の違法と剰余金配当決議の有効性

第3章 計算書類の内容の違法と分配可能額

第4章 計算書類の内容の違法と後続期の計算書類の承認決議の有効性

第5章 計算書類承認決議の取消と後続期の計算書類の承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性

第6章 計算書類の内容の違法と計算書類承認決議の有効性